



鳥取県公報

平成 25 年 7 月 5 日 (金)
第 8 5 1 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (532) (障がい福祉課) 2
	平成25年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査の実施 (533) (青少年・家庭課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (534) (東部福祉保健事務所) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (535) (〃) 3
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ ビス事業者の指定 (536) (〃) 4
	国土調査の成果の認証 (537) (農地・水保全課) 4
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) 5
◇ 正 誤	平成25年 3 月 29 日付鳥取県規則第39号中訂正 6
	平成25年 3 月 29 日付鳥取県規則第42号中訂正 6

告 示

鳥取県告示第532号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
外科	ぼうこう又は直腸機能障害	上田 毅	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
〃	〃	尾崎 佳三	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
〃	じん臓機能障害	杉谷 篤	米子市車尾四丁目17-1 独立行政法人国立病院機構米子医 療センター
整形外科	肢体不自由	青木 利暁	境港市米川町44 鳥取県済生会境港総合病院
〃	〃	柳樂 慶太	日野郡日野町野田332 日野病院
脳神経外科	〃	小林 智行	米子市皆生新田一丁目8-1 独立行政法人労働者健康福祉機構 山陰労災病院
小児科	〃	戸川 雅美	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
リハビリテーション科	肢体不自由 そしゃく機能障害	岩田 勘司	鳥取市末広温泉町458 鳥取生協病院

鳥取県告示第533号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

平成25年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査

2 調査の目的

ひとり親施策の利用者を中心として、県内の母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯の生活実態及びニーズを把握し、施策の充実を図ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

調査基準日現在において、本県に住所を有する母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

- ア 世帯の状況
- イ 仕事の状況
- ウ 母、父又は寡婦及びその世帯の収入
- エ 児童の養育費及び面会交流
- オ 児童の世話及び教育
- カ ひとり親家庭になってから困ったこと
- キ 行政施策、行政機関等の利用の状況及び行政機関に対する要望事項

(2) その基準となる期日

平成25年7月1日

5 報告を求める者

- (1) 母子世帯 母が児童扶養手当受給資格者である全世帯
- (2) 父子世帯 父が児童扶養手当受給資格者である全世帯
- (3) 寡婦世帯 寡婦が65歳未満であって一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会の会員である全世帯

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して市町村又は一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会を介して調査票を配布し、記入された調査票を県へ送付する方法で行う。

7 報告を求める期間

平成25年8月1日から同年9月30日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

調査結果報告書を作成し、公表する。

鳥取県告示第534号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
てのひら株式会社	訪問介護事業所てのひら	鳥取市西品治819-6	平成25年7月1日	訪問介護

鳥取県告示第535号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
てのひら株式会社	訪問介護事業所てのひら	鳥取市西品治819-6	平成25年7月1日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第536号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年7月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
てのひら株式会社	鳥取市西品治819-6	訪問介護事業所てのひら	鳥取市西品治819-6	居宅介護、重度訪問介護	平成25年7月1日

鳥取県告示第537号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成23年度及び平成24年度	鳥取市（河原町三谷の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市河原町三谷の一部	平成25年7月5日
〃	〃	鳥取市（福部町左近の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町左近の一部	〃
〃	〃	鳥取市（用瀬町美成の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市用瀬町美成の一部	〃
八頭郡八頭町	平成22年度及び平成23年度	八頭町（篠波の一部〔901-2〕）の地籍図及び地籍簿	八頭町篠波の一部	〃
〃	平成23年度及び平成24年度	八頭町（篠波の一部〔901-3〕）の地籍図及び地籍簿	〃	〃
〃	〃	八頭町（西谷の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町西谷の一部	〃
〃	〃	八頭町（佐崎及び柿原の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町佐崎及び柿原の各一部	〃
西伯郡大山町	〃	大山町（赤松の一部）の地籍図及び地籍簿	大山町赤松の一部	〃

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、平成25年度自衛官募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成25年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 採用する自衛官候補生予定数

(1) 3・4月入隊要員（男子）

ア 陸上要員：30数名程度

イ 海上要員：5名程度

ウ 航空要員：10名程度

(2) 3・4月入隊要員（女子）

ア 陸上要員：若干名

イ 海上要員：若干名

ウ 航空要員：若干名

2 募集期間

(1) 3・4月入隊要員（男子）

平成25年9月6日（金）まで

(2) 3・4月入隊要員（女子）

平成25年8月1日（木）から同年9月6日（金）まで

3 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

4 試験期日及び試験場等

(1) 3・4月入隊要員（男子）

ア 筆記試験及び適性検査

平成25年9月16日（月）

（ア） 東部試験会場（新日本海新聞社）

（イ） 中部試験会場（伯耆しあわせの郷）

（ウ） 西部試験会場（鳥取県立武道館及び航空自衛隊美保基地）

イ 口述試験及び身体検査

平成25年9月23日（月）から26日（木）までのうち1日

（ア） 陸上自衛隊米子駐屯地

（イ） 陸上自衛隊日本原駐屯地

(2) 3・4月入隊要員（女子）

平成25年9月23日（月）

陸上自衛隊米子駐屯地

5 合格発表予定日

(1) 3・4月入隊要員（男子） 試験実施時に示す。

(2) 3・4月入隊要員（女子） 平成25年11月8日（金）

6 採用予定時期

平成26年3月下旬又は4月上旬（詳細は、採用予定通知書で通知）

7 応募資格

採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 27 歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第 38 条第 1 項に定める欠格事由に該当しないものであること。

8 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
- (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
本部（0857-23-2251）
鳥取募集案内所（0857-26-4019）
倉吉地域事務所（0858-26-2900）
米子地域事務所（0859-33-2440）

正 誤

平成 25 年 3 月 29 日付鳥取県公報号外第 42 号の鳥取県規則第 39 号（鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 76

行 下から 3

誤 「部局等共通事項」を「部局共通事項」

正 「部局等共通事務」を「部局共通事務」

平成 25 年 3 月 29 日付鳥取県公報号外第 44 号の鳥取県規則第 42 号（鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する

頁	欄	行	誤	正
6	改正前の欄	上から 17 及び 18	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳番号
〃	改正後の欄	上から 17 及び 18	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳番号